

美浜発電所2号機の定期安全レビュー（高経年化対策を含む）
および高浜発電所3・4号機の定期安全レビューについて

1. 経済産業省原子力安全・保安院は、本日、関西電力株式会社から「美浜発電所2号機定期安全レビュー（第2回）報告書」、「高浜発電所3号機定期安全レビュー報告書」および「高浜発電所4号機定期安全レビュー報告書」の提出を受けるとともに、これら報告書についての経済産業省としての評価書を取りまとめ、原子力安全委員会に報告した。

1. 今回、経済産業省に提出された「美浜発電所2号機定期安全レビュー（第2回）報告書」については、高経年化対策が組み込まれたものとなっている。これは、平成11年6月以降、経済産業省（当時：通商産業省）が、運転開始後30年を超える前に、定期安全レビューに組み込んだ形で高経年化対策を実施するよう電気事業者に要請したためである。

1. 経済産業省は、今回事業者が実施した定期安全レビューについて、これまでの運転経験が当該プラントに活かされていることはもとより、他プラントの経験も適宜反映されていること、および、最新の技術的知見を反映し、より一層高い信頼性等を目指して種々の設備改善計画がなされていると評価している。

また、美浜発電所2号機の高経年化対策については、高経年化の技術評価により現状の保全活動の有効性および新たな保全策の必要性が評価されていることから、妥当なものとして認めている。

1. 県は、本日、関西電力株式会社から同報告書の提出を受けた。

県としては、この定期安全レビューは原子力発電所の安全性、信頼性の向上に寄与するものであり、今後とも継続的に実施し、その成果を適切に反映していくとともに、高経年化にかかる長期保全計画を確実に実施することが重要であると考えており、これらの反映状況や実施状況を適宜確認していく。

また、高経年化対策を含めたこれらの取組み状況について、国および事業者において、積極的な情報公開と国民への理解活動に努める必要があると考えている。

〈添付資料〉

- | | |
|---|---------|
| 1. 原子力発電所の定期安全レビューの評価について | (経済産業省) |
| 2. 電気事業者の原子力発電所高経年化対策の評価について | (経済産業省) |
| 3. 関西電力株式会社美浜発電所2号機定期安全レビュー(第2回)の評価について | (経済産業省) |
| 4. 関西電力株式会社高浜発電所3号機定期安全レビューの評価について | (経済産業省) |
| 5. 関西電力株式会社高浜発電所4号機定期安全レビューの評価について | (経済産業省) |
| 6. 関西電力株式会社美浜発電所2号機定期安全レビュー(第2回)報告書の要旨 | (関西電力) |
| 7. 関西電力株式会社高浜発電所3号機定期安全レビュー報告書の要旨 | (関西電力) |
| 8. 関西電力株式会社高浜発電所4号機定期安全レビュー報告書の要旨 | (関西電力) |